

コーポレートガバナンスに関する基本方針

2015年5月26日

2018年4月1日改定

2018年9月26日改定

2021年4月1日改定

2022年10月7日改定

2023年6月23日改定

2024年4月1日改定

株式会社 りそなホールディングス

コーポレートガバナンス事務局

コーポレートガバナンスに関する基本方針は、りそなグループ（以下、「当グループ」という）の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、りそなホールディングス（以下、「当社」という）のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に係る方針を定めるものである。

第1章 総則（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

第1条 当社は金融サービスグループの持株会社として、当グループの企業価値の最大化を図る。

- 2 当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの立場を尊重し、経済・社会等の環境変化に対応するための迅速・果敢な意思決定を行うために、優れたコーポレートガバナンスの実現を目指す。
- 3 当社は、「りそなグループパーパス」と「りそなグループ経営理念」を経営の根幹に定め、長期的に目指す姿として「長期ビジョン」を掲げ、当グループが一丸となって業務運営に取り組む態勢を整備する。

（当社の企業統治システム）

第2条 上記のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方のもと、当社は、経営の監督と業務執行の機能を明確に分離し、取締役会の監督機能と意思決定機能を強化した企業統治システムとして、「指名委員会等設置会社」が最良であると考え、当社の企業統治システムに「指名委員会等設置会社」を選択する。

- 2 さらに、独立性の高い社外取締役を中心とした取締役会並びに指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の3委員会の機能発揮により、社外の視点を経営に十分に活用するとともに経営の意思決定の透明性及び公正性を確保する。
- 3 当社は、当グループが地域社会とともに発展すること等を目的に、子会社各社の自律性を確保しつつ、上記のコーポレートガバナンスにかかる基本的な考え方に沿った経営が行われるよう子会社各社の経営管理を行う。

第2章 取締役会等の体制及び役割等

第1節 取締役会の体制及び役割等

（取締役会の体制及び役割）

第3条 取締役会は、多様で豊富な知見を有する取締役にて構成するとともに、取締役会

の員数は、定款で定める15名以内の適切な人数とし、原則として、独立性の高い社外取締役を過半数とする。

- 2 取締役会は、株主をはじめとするステークホルダーに対する責務を負っているとの認識のもと、当グループの経営理念・経営の基本方針を定め、その実現に向け、当グループの経営上の重要事項に係る意思決定と、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。
- 3 取締役会は、法令上執行役に権限委譲できない事項以外、原則として、執行役に権限委譲を行い、執行役より適切に業務執行について報告を受ける体制を整備する。一方、取締役会が必要と認める重要な事項については、取締役会の審議事項とし、取締役会の監督機能と意思決定機能の強化に努める。
- 4 取締役会は、「グループ内部統制に係る基本方針」を定め、内部統制の有効性を確保するための内部統制システムの最適な運用及び整備に努める。
- 5 取締役会は、「グループ内部監査基本方針」を定め、内部監査部門の機能が十分発揮できるよう、独立性・客観性が確保された内部監査部署を設置し、実効性ある内部監査態勢を構築する。また、「内部監査基本計画」を承認し、定期的に内部監査結果等の報告を受ける等、内部監査部署からの直接の報告経路を確保し、当グループの業務の監督を行うために、内部監査部署を有効に活用する。

(取締役会の運営)

第4条 取締役会議長は、取締役会で決定する。

- 2 取締役会議長は、取締役会が透明性かつ客観性の高い意思決定と経営の監督の役割を果たし、取締役会の議論の活性化を図り、取締役会を効果的かつ効率的に運営できるよう努める。
- 3 取締役会議長は、取締役会の年間スケジュールの作成、特に社外取締役に対する十分な議案の説明、事前の検討時間及び取締役会における質疑時間の確保、執行役等議論に必要と思われる者の出席を求める等、取締役会の監督機能及び意思決定機能の実効性を確保するための運営体制を整備する。
- 4 取締役会の事務局及び社外取締役との連絡・調整等に係る専任スタッフとしてコーポレートガバナンス事務局を設置する。

(関連当事者との取引の承認)

第5条 取締役及び執行役は、当社の競業業務を行う場合、または利益相反に該当する取引を行う場合には、取締役会の承認を得なければならない。

- 2 当社は、子会社または株主と通例的でない取引を行う場合、取締役会の承認を得なければならない。
- 3 取締役会議長は、議題設定にあたり、予め取締役の競業取引及び利益相反取引に

該当しないかを確認するとともに、当該取引を承認するにあたっては、その取締役が議決に参加しない他適切な取締役会の運営の確保に努めるものとする。

(取締役の資格及び役割)

第 6 条 取締役は、指名委員会が定める「取締役候補者選任基準」にて求められる要件を充足する者とする。

- 2 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。
- 3 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。
- 4 当社は、取締役がその役割を果たすための、当社の財務状態・経営課題、法令遵守その他の事項に関しての研修等の機会を設ける。

(社外取締役の資格及び役割)

第 7 条 社外取締役は、法令が求める社外取締役の要件のみならず、「取締役候補者選任基準」にて定める独立性の要件を充足する者とする。

- 2 社外取締役は、独立性の高い社外取締役であるとの自覚のもと、社内取締役とは異なる知見や発想に基づき、取締役会における意思決定及び他の取締役及び執行役の監督を行う。

(社外取締役の情報入手及び情報共有)

第 8 条 当社は社外取締役に対し、銀行業務の中で特に専門性の高い業務や当社の経営戦略等についての研修等の機会を設ける。

- 2 社外取締役は、必要があるとき又は適切と考えるときはいつでも、社内の役職員に対して説明若しくは報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 社外取締役は、必要に応じ社外取締役間の会合を行う等により、独立した客観的な立場に基づく、社外取締役間における情報交換と認識共有を図る。

(自己評価)

第 9 条 取締役会は、毎年、各取締役に対して、取締役会等に関する意見を確認するなどして、取締役会全体の実効性等について分析・評価を行い、取締役会の運営の改善等に活用する。

(執行役)

第 10 条 執行役は、取締役会より委任された事項を決定し、また、当社の業務を執行する。

- 2 取締役会の決議により、執行役の中から執行役社長を決定する。執行役社長は、

当社の業務全般を統括し、当社の業務執行の最高責任者として最終責任を負う。

(執行役等の選任)

- 第 11 条 執行役の選任は、指名委員会で定める「サクセッション・プラン」を踏まえ、執行役社長が候補者案を作成し、取締役会にて決定する。
- 2 子会社である銀行の役員（執行役員を含む、以下同じ）の選任は、当社の取締役会の承認を受けて、各社の株主総会または取締役会にて決定する。

第 2 節 各委員会の体制及び役割等

(指名委員会)

- 第 12 条 指名委員会は、原則として、3 名以上の独立性の高い社外取締役のみによって構成し、委員長は社外取締役の中から選定する。
- 2 指名委員会は、必要に応じて、委員以外の取締役、執行役等を委員会に出席させ説明を求めることができる。
 - 3 指名委員会は、同委員会で定める「取締役候補者選任基準」に従い、取締役候補者を選任する。
 - 4 指名委員会は、当社及び子会社である銀行の社長をはじめとする役員の役割と責任の継承を目的とした「サクセッション・プラン」の内容を決定し、その運営状況について毎年確認するとともに取締役会に報告する。
 - 5 指名委員会の事務局はコーポレートガバナンス事務局とする。

(報酬委員会)

- 第 13 条 報酬委員会は、原則として、3 名以上の独立性の高い社外取締役のみによって構成し、委員長は社外取締役の中から選定する。
- 2 報酬委員会は、必要に応じて、委員以外の取締役、執行役等を委員会に出席させ説明を求めることができる。
 - 3 報酬委員会は、当社及び子会社である銀行の役員に対する報酬方針及び報酬テーブルを始めとした報酬決定プロセスを決定する。
 - 4 報酬委員会は、当社の取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定する。
 - 5 報酬委員会の事務局はコーポレートガバナンス事務局とする。

(報酬制度)

- 第 14 条 当グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けた役員の健全なインセンティブの発揮と適切な監督機能の確保を図る制度とする。
- 2 取締役及び執行役の報酬等は、原則、独立性の高い社外取締役のみによって構成

される報酬委員会が、客観性及び透明性をもって適切に決定する。

(監査委員会)

第15条 監査委員会は3名以上で構成し、その過半数を社外取締役とする。委員長は、原則として、社外取締役の中から選定する。

- 2 監査委員会は、必要に応じて、委員以外の取締役、執行役等を委員会に出席させ説明を求めることができる。
- 3 監査委員会は、原則として、監査の実効性確保の目的から常勤の監査委員を選定することとする。また、監査委員には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任され、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上含まれることとする。
- 4 監査委員会は、取締役会が果たす監督機能の一翼を担い、取締役及び執行役の職務執行について監査する。
- 5 監査委員会は、内部統制システムの構築及び運用の状況について監視し検証する。
- 6 監査委員会は、内部統制のシステム整備状況等を踏まえた監査の基本方針・基本計画を定め、内部監査部門等との緊密な連携等を通じた、効率的かつ実効性のある監査に努める。
- 7 監査委員会は、当グループの業務執行者や監査役等との定期的な会合等を通じて、各社の経営の基本方針、各社が対処すべき課題、及び各社を取り巻くリスク等を確認し、監査の実効性向上に努める。
- 8 監査委員会は、会計監査人から監査の結果及び監査実施状況等について定期的に報告を受け、また随時情報交換を行うなどにより連携の強化を図る。
- 9 監査委員会は、会計監査人について適切に評価したうえで、株主総会へ上程する会計監査人の選任及び解任並びに不再任にかかる議案内容を決定する。
- 10 監査委員会を補助する事務局として監査委員会事務局を設置する。

第3章 株主をはじめとするステークホルダーとの関係

第1節 情報開示

(情報開示及び財務報告の透明性の確保)

第16条 当社は、経営の透明性向上を図り、社会から信頼され、公正な評価を受けるため、当グループに関する情報を広く外部に向けて主体的に開示する行為を情報開示と定義し、「情報開示及び財務報告に関する基本方針」を定め、公平かつ適時・適切に非財務情報を含めた情報開示を実施する。

第2節 株主をはじめとするステークホルダーとの関係

(株主との対話)

第17条 当社は、当グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から、「株主・投資家等との建設的な対話を促進するための基本方針」を定め、その内容を開示し、株主・投資家等との建設的な対話を積極的に進めていく。

(株主総会)

第18条 当社の定時株主総会の招集通知は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるような時期に発送・開示するよう努める。

- 2 当社は、あらゆる株主に対してその持分に応じて平等に扱い、全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境（日時・場所・手段）の整備に努める。

(政策保有株式)

第19条 当社は、政策保有株式に関して「政策保有株式に関する方針」を定め、その内容を開示する。

- 2 当社は、取締役会で当グループが保有する政策保有株式についてそのリスクとリターンを踏まえた中長期的な経済合理性や将来見通しを検証し、適切な説明を行う。
- 3 当社は、政策保有株式に係る「議決権行使基準」を定め、その内容を開示する。

(ステークホルダーとの関係)

第20条 当社は、当グループの持続的成長と中長期的な企業価値創出のために、業務を通じた持続可能な社会づくりへの貢献が不可欠であるとの認識のもと、すべてのステークホルダーとの適切な協働に努める。

- 2 当社は、「企業の社会的責任」に対する当グループの取組姿勢を明確化した「グループサステナビリティ基本方針」を定め、その内容を開示する。

第4章 改廃

(改廃)

第21条 本基本方針は、取締役会の決議によって改廃することができる。

以上